

第五号

職員の退職手当に関する条例の一部改正について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、給料の」を「、退職の日におけるその者の給料の」に、「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第二項中「優病とする。」の下に「以下この項、」を加え、「第五条第一項」を「第五条第一項第四号」に改め、「よらず」の下に「、かつ、第八条の三第五項に規定する認定を受けないで」を加え、「を含む」を「及び傷病によらず、地方公務員法第二十八条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第六条の四第四項において「自己都合等退職者」という」に、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 職員の定年等に関する条例（昭五十九年徳島県条例第四十一号。以下「定年条例」という。）第二条の規定により退職した者（定年条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続いて勤務した後退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
 - 二 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
 - 三 その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの
 - 四 第八条の三第五項に規定する認定（同条第一項第一号に係るものに限る。）を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者
- 第四条第二項中「死亡（」を「又は死亡（」に改め、「退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく」を削り、同条に次の一項を加える。
- 3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五
- 二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五
- 三 十六年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の二百

第五条の見出し中「整理退職等」を「二十五年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 二十五年以上勤続し、定年条例第二条の規定により退職した者（定年条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続いて勤務した後退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- 二 地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- 三 第八条の三第五項に規定する認定（同条第一項第二号に係るものに限る。）を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者
- 四 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- 五 二十五年以上勤続し、法律の規定に基づき任期を終えて退職した者
- 六 二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの
- 七 二十五年以上勤続し、第八条の三第五項に規定する認定（同条第一項第一号に係るものに限る。）を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

第五条第二項中「死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく」を「又は死亡により」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十
- 二 十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五
- 三 二十六年以上三十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十
- 四 三十五年以上の期間については、一年につき百分の百五

第五条の二第二項中「若しくは同項第四号」を「同項第四号」に、「として退職した」を「若しくは第八条の二第一項に規定する特定一般地方独立行政法人等役員として退職した」に、「又は同項第四号」を「同項第四号」に、「となつたとき」を「又は第八条の二第一項に規定する特定一般地方独立行政法人等役員となつたとき」に改め、同項第四号中「特定一般地方独立行政法人等職員」を「特定一般地方独立行政法人職員」に改め、同項第十三号中「地方公務員等」を「地方公務員」に改め、同項中第十九号を第二十一号とし、第十八号の次に次の二号を加える。

十九 第八条の二第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等役員としての引き続いた在職期間

二十 第八条の二第二項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等役員としての引き続きた在職期間

第五条の三の表以外の部分中「第五条第一項」を「第四条第一項第四号及び第五条第一項（第一号及び第五号を除く。）」に、「二十五年以上」を「二十年以上」に、「十年」を「十五年」に、「同項」を「第四条第一項、第五条第一項」に改め、同条の表読み替える規定の欄中「第五条第一項」を「第四条第一項及び第五条第一項」に改め、同表読み替える字句の欄中「百分の二」を「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」に改める。

第六条の三の表読み替える字句の欄中「百分の二」を「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」に改める。

第六条の四第二項中「第十九号」を「第二十一号」に改め、同条第四項第一号中「自己都合退職者（第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第七条第四項第二号中「基準をいう。以下」を「基準をいう。第十九条第二項において」に、「地方独立行政法人法第五十五条」を「同法第八条第三項」に改め、「」に関する規程」の下に「又は退職手当の支給の基準（地方独立行政法人法第五十六条第一項において準用する同法第四十八条第二項又は同法第五十七条第二項に規定する基準をいう。）」を加える。

第八条の次に次の二条を加える。

（特定一般地方独立行政法人等役員として在職した後引き続き職員となつた者の在職期間の計算）

第八条の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人等で、当該一般地方独立行政法人等の退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準（地方独立行政法人法第五十六条第一項において準用する同法第四十八条第二項に規定する基準をいう。）において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続き当該一般地方独立行政法人等の役員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人等の役員としての勤続期間に通算することと定めているものの役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定一般地方独立行政法人等役員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等役員として在職した後引き続き再び職員となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きた在職期間とみなす。

2 特定一般地方独立行政法人等役員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となつた場合におけるその者の第七条第一項に規定する職員としての引き続きた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人等役員としての引き続きた在職期間を含むものとする。

- 3 前二項の場合における特定一般地方独立行政法人等役員としての在職期間については、第七条（第四項及び第五項を除く。）の規定を準用して計算する。
（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第八条の三 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、人事委員会規則で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - 二 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集
- 2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たつては、同項各号の別、第五項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項であつて人事委員会規則で定めるものを記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 3 次に掲げる者以外の職員は、人事委員会規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第八項第三号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
- 一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
 - 二 前項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
 - 三 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 4 前項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。
- 5 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。
- 一 応募が募集実施要項又は第三項の規定に適合しない場合
 - 二 応募者が応募をした後地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
 - 三 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - 四 応募者を引き続き職務に従事とさせることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

- 6 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、人事委員会規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 7 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、人事委員会規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 8 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
- 一 第十二条第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 二 第十九条第一項又は第二項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至つたとき。
 - 三 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき（前二号に掲げるときを除く。）。
 - 四 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
 - 五 第三項の規定により応募を取り下げたとき。
- 9 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、募集実施要項及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならない。
- 第十九条に次の一項を加える。
- 5 職員が第八条の二第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等役員となつた場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等役員となつた場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。
- 附則第八項第一号中「日本電信電話株式会社法」を「日本電信電話株式会社等に関する法律」に改める。
- 附則第二十九項中「の期限若しくは同条第二項」を「又は第二項」に、「延長された期限の到来又は定年条例第五条第一項の任期若しくは同条第二項の規定により更新された任期の終了により」を「引き続いて勤務した後」に、「年齢五十年」を「又は年齢五十年」に、「その者の非違によることなく勸奨を受けて」を「、第四条第一項第三号の規定に該当する者若しくは第八条の三第五項に規定する認定を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に」に改め、「又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条第二項及び第五条第二項の改正規定並びに附則第二十九項の改正規定（その者の非違によることな

く勲褒を受けて」を「、第四条第一項第三号の規定に該当する者若しくは第八条の二第五項に規定する認定を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に」に改める部分を除く。）は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第五条の二第二項、第六条の四第二項、第八条の二及び第十九条第五項の規定は、平成二十四年三月三十一日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例第八条の二第二項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き同項に規定する特定一般地方独立行政法人等役員となった職員についても適用する。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年徳島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第五項並びに」を「第五項、」に改め、「第三項まで」の下に「並びに第八条の二第二項及び第二項」を加え、「第十九号」を「第二十一号」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 前項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第三項の規定は、附則第二項に規定する職員についても適用する。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

- 5 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年徳島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項及び第十七条中「第五条第一項」を「第五条第一項第四号」に改める。

提案理由

国家公務員退職手当法の一部が改正され、国家公務員について早期退職者の募集及び認定の制度が導入されるとともに、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置の見直しが行われたこと等に鑑み、本県の退職手当制度においても同様の措置を講ずる等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。